㈢　山林についての相続税の納税猶予制度について、特定森林経営計画が定められている区域内に災害等により作業路網の整備を行うことが困難な小流域がある場合の当該区域全体に係る作業路網の整備については、当初認定起算日等から一五年（改正前一〇年）を経過する日までに整備が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととした。（第四〇条の七の四関係）

㈣　認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる特定民間都市再生事業を都市の国際競争力の強化に資する建築物の整備を伴うものに限定することとした。（第四三条の二関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一五号）（財務省）

1　国外財産調書制度について、社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合における当該有価証券等の所在については、当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（財務省）

1　企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域となる区域等における本制度の適用を受けることができる期間等の細目を定めることとした。（第一二条の二の二、第一七条の二の二及び第二二条の二の二関係）

2　企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域となる区域における本制度の対象となる認定事業者に係るその認定を受ける期間、認定事業者に該当しないこととなった場合等の本制度の適用を受けることができる期間等の細目を定めることとした。（第一二条の三の二、第一七条の三の二及び第二二条の三の二関係）

3　相続人の有する被災居住用財産に係る譲渡所得の課税の特例について、相続人が引き続き所有していたものとみなされる家屋に係る取得の日及び当該相続人が本特例の適用を受ける場合における所有期間の起算日を定めることとした。（第一三条の五関係）

4　被災した法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例について、再生計画認可の決定があったことに準ずる事実等の細目を定めることとした。（第一七条及び第二二条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一一七号）（財務省）

1　関税定率法等の一部改正に伴い、輸入貨物の課税標準となる価格の決定に係る規定について整備を行うとともに、明確化を図ることとした。（関税定率法施行令第一条の四～六、第一条の八、第一条の九、第一条の一二及び第一条の一三関係）

2　港湾法に基づく港湾運営会社等が所有し、又は管理する施設等を財務大臣が指定保税地域として指定することができる対象とすることとした。（関税法施行令第三〇条の二関係）

3　特恵関税制度について、次の改正を行うこととした。

㈠　特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする化粧用噴霧器等を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

㈡　特恵受益国からクロアチアを除外することとした。（関税暫定措置法施行令別表第一関係）

4　サモア及びラオスの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からサモア及びラオスを除外することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）

5　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二五年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

6　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一八号）（農林水産省）

1　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に規定する資金の貸付けの対象に、未利用又は利用の程度が低い水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良を加えること等とした。（第一項関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（厚生労働省）

一　予防接種法施行令の一部改正関係（第一条関係）

Ｈｉｂ感染症及び小児の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者を生後二月から生後六〇月に至るまでの間にある者とし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の対象者を一二歳となる日の属する年度の初日から一六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子とすることとした。

二　厚生科学審議会令の一部改正関係（第二条関係）

厚生科学審議会に予防接種・ワクチン分科会を置くこととした。

三　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。